

経済産業省

20230201貿局第1号
輸入注意事項2023第2号
経済産業省貿易経済協力局

「ロシアを原産地とする石油製品（廃油を除く。）の事前確認制への追加について」の規程を次のとおり制定する。

令和5年2月6日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

ロシアを原産地とする石油製品（廃油を除く。）の事前確認制への追加について

令和5年2月6日付け経済産業省告示第11号（輸入公表の一部を改正する告示）により、改正後の輸入公表三の七の(9)に掲げるロシアを原産地とする石油製品（廃油を除く。）の輸入については、令和5年2月6日以降、事前確認を受けるべき貨物となりました。

本措置は、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、令和4年12月5日付け閣議了解に基づき、上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする石油製品の輸入禁止措置を受けて導入することから、当該貨物は経済産業大臣の確認書がないと輸入できないため、令和5年2月6日付け輸入注意事項2023第3号に定める手続きにより確認を受けてください。

附 則

- 1 この規程は、令和5年2月6日から施行する。
- 2 この規程の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする、この規程の施行前に本邦への輸出を目的として船積みされた貨物の輸入であって、令和5年4月1日より前に本邦において当該貨物の船卸しをするものについては、なお従前の例による。